

【アメリカ】 普天間基地移設問題に関連する国防授權法の成立

海外立法情報課・新田 紀子

* 2011年12月31日、オバマ大統領が署名して、2012会計年度国防授權法が成立した。同法では、普天間基地移設問題に関連する沖縄からグアムへの海兵隊移転について、一定の条件が満たされるまで予算の授權・支出を認めない内容となっている。

両院協議会の合意と大統領の署名

2011年12月12日に開催された国防授權法案に関する両院協議会での協議対象の一つが、普天間基地移設関連の沖縄からグアムへの海兵隊の移転であった。12月1日に可決された上院法案が同移転実施のための授權あるいは支出を阻む内容であった一方、5月26日に可決された下院法案は同様の条項を含んでいなかったためである。協議の結果、下院側は、一定の例外を除いて資金の利用を制限する修正をもって、上院法案の内容に合意した(注1)。両院協議会合意案は、12月14日、下院本会議で可決(281対136)された後、15日、上院本会議で可決(86対13)され、ホワイトハウスに送付された。オバマ大統領は、31日に署名し成立した。

両院協議会報告書(H. REP.112-329)(注2)によれば、協議会の委員は、太平洋地域における米国の戦略的利益を支える包括的なアプローチを引き続き支持し、グアムが太平洋地域における米国の戦略計画の枠組みにとり重要な要素であるとの認識を持っているが、再編に関する包括的な基本計画が引き続き欠如していること、日本政府が普天間の代替施設について具体的な進展を示せないでいることが、米国が早急に再編に動くことに対して追加的なリスクをもたらしていると考えている。

両院協議会の合意(注3)により、海兵隊の沖縄からグアムへの移転関連でオバマ政権が要求したおよそ1億5千万ドルの軍事建設予算が、2012年度では必要ではないとして削減された。また、移転がもたらす影響に関連したグアムに対する支援3300万ドルも同様に削減された(注4)。さらに、同合意は、米太平洋軍の担当地域における米軍の安全保障態勢を評価するために、非政府機関による独立の調査を義務付けている。

関連条項の概要

第2207条 グアム再編 (a)項 資金の利用の制限

下記第2207条(c)項の例外を除き、また本法の他の条項にかかわらず、国防省管轄下の陸上における軍事建設活動のために本法の下で歳出が授權された資金、及び日本政府によって提供された額は、次の条件((1)~(5))が満たされるまで、2006年5月1日の再編実施のための日米のロードマップで想定された海兵隊の沖縄からグアムへの移転の実施のために使用してはならない。

(1) 海兵隊総司令官は、太平洋軍司令官と協議の上、議会の国防関連委員会(以下

「国防委員会」)に対し、海兵隊総司令官が望む太平洋軍の担当地域の兵力の配置(lay-down)計画を提出すること。

(2) 国防長官が、国防委員会に対し、海兵隊総司令官が望む、グアムにおける兵力配置を実施するための施設及びインフラ建設のための包括的な計画を提供すること。

(3) 国防長官が、国防委員会に対し、普天間基地の移設に関して具体的な進展があった旨認定すること。

(4) すべての関係連邦省庁による調整の上、グアムの非軍事的な公共施設などの建設、改善及び修理完了に向けての作業、費用及び日程を詳細に示した計画が国防委員会に提供されること。

(5) 国防長官が、国防委員会に、第 346 条(下記参照)で義務付けられた報告書を提出すること。

第 2207 条 (b) 項 公共インフラの開発

国防省以外の連邦省庁が運用する 2012 会計年度の連邦プログラム下での補助金、資金の移転がグアムにおける公共インフラの開発をもたらすと国防長官が認める場合には、当該補助金、資金等の移転は、法によって具体的に授権されなければならない。

第 2207 条 (c) 項 資金の使用の制限の例外

国防長官は、上記(a)項の資金を、1969 年国家環境政策法における追加的な分析を実施するために使うことができる。

第 346 条 (a)～(c) 項 米太平洋軍担当地域の米軍態勢に関する研究

国防長官は、両院軍事委員会の委員長と少数党筆頭委員と協議しつつ、米太平洋軍の担当地域における米国の安全保障上の利益に関し、独立の非政府機関による独自の評価の作成を命じなければならない。その評価は、同担当地域における米国の現在及び出現しつつある国家安全保障上の利益の再検討、米太平洋軍の現行の軍事力の態勢及び展開計画の再検討、同盟国やパートナー国によって提示される新しい機会に応える米軍再編のオプション、地域の司令官を含む、著名な政策リーダーや地域専門家の見解を含まなければならない。委託された機関は、本法の成立後、90 日以内に報告書を国防長官に提出し、同長官は、受領後 90 日以内に同報告書を国防委員会に提出する。報告書作成のための費用は 100 万ドルを上限とする。

注(インターネット情報は 2012 年 1 月 5 日現在である。)

(1) 両院協議会報告書(H. REP.112-329)

<http://www.rules.house.gov/Media/file/PDF_112_1/legislativetext/HR1540crCongRec.pdf>

(2) 同上。

(3) 12 月 12 日付上院軍事委員会プレス・リリース<<http://www.armed-services.senate.gov/press/NDA%20FY12%20Conference%20Press%20Release.pdf>>

(4) 12 月 23 日に成立した 2012 会計年度一括歳出予算法(PL112-74)では、同額の 3300 万ドルが認められている。<<http://www.thomas.gov/cgi-bin/cpquery/T?&report=hr331&dbname=112&>>